

## 新宿区環境審議会にかかる関係法令

### 1 環境基本法 (抄)

(平成五年十一月十九日法律第九十一号)

最終改正：平成二六年五月三〇日法律第四六号

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

省 略 (第二条から第四十三条まで)

##### (市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

以降、省略

## 2 新宿区環境基本条例（抄）

平成 8 年 3 月 26 日

条例第 13 号

### 第 4 章 環境審議会

#### （設置）

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、区長の附属機関として、新宿区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。

#### （組織）

第 22 条 審議会は、16 人以内の委員で組織する。

2 審議会の委員は、環境の保全について学識経験を有する者、区民、事業者及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、新宿区規則で定める。

（平 15 条例 50・一部改正）

### 3 新宿区環境審議会規則

平成8年3月26日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区環境基本条例(平成8年新宿区条例第13号。以下「条例」という。)第22条第4項の規定に基づき、新宿区環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第2条 条例第22条第1項に規定する審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 区民及び事業者 10人以内
- (3) 区職員 1人

(平15規則71・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 会長は、必要があると認めたときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(幹事)

第7条 審議会の調査審議を補佐するため、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境清掃部環境対策課において処理する。

(平 11 規則 8・平 20 規則 40・一部改正)

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平 20 規則 40・一部改正)

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 16 日規則第 8 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 19 日規則第 71 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 24 日規則第 28 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 33 号)抄

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 40 号)抄

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 7 条関係)

(平 11 規則 8・平 16 規則 28・平 17 規則 33・平 20 規則 40・一部改正)

幹事	区長室長 総合政策部長 総務部長 地域文化部長 福祉部長 子ども家庭部長 健康部長 みどり土木部長 環境清掃部長 都市計画部長 教育委員会事務局次長
----	--